

参考資料

1 住宅政策に関連する法律等の制定及び改正

借地借家法の改正：平成 4 年 8 月改正

定められた契約期間で借地関係が終了する定期借地権制度の創設により、借地の供給拡大による土地の有効利用の促進を目的とするもの。

特定優良賃貸住宅の促進に関する法律：平成 5 年 5 月制定

中堅所得者向けの良質なファミリータイプの賃貸住宅である特定優良賃貸住宅の建設促進を目指すことを目的とするもの。建物設置者には建設費と差額家賃を補助し、入居者家賃は民間より低廉となる。

建築物の耐震改修の促進に関する法律：平成 7 年 10 月制定

地震による建築物等の倒壊等の被害を防ぐため、特定建築物にかかわる措置、建築物の耐震改修計画の認定等を内容とするもの。

公営住宅法の改正：平成 8 年 5 月改正

高齢社会の到来に対応するための抜本的な改正で、入居者資格の的確化、家賃決定方式の変更、民間住宅の借上げ等による多様な供給方式の導入等を行い、高齢者や障害者などの社会的弱者に的確に公営住宅を供給しようとするもの。

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律：平成 9 年 5 月制定

密集市街地について計画的な再開発または開発整備による防災街区の整備を促進し、防災機能の確保と健全な土地利用を目的とするもの。

住宅の品質の確保等の促進に関する法律：平成 11 年 6 月制定

建物や設備などの基本構造部分等における 10 年間の瑕疵担保責任の義務化と住宅性能表示制度が主な内容とするもの。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）：平成 11 年 7 月制定

民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の建設、維持管理及び運営の促進により、効率的かつ効果的に社会資本を整備することを目的とするもの。

良質な賃貸住宅等の供給の促進に関する特別措置法：平成 11 年 12 月制定

契約期間の満了により、借家契約が終了する定期借家制度の導入により賃貸住宅の市場流通を円滑にしようとするもの。

地方分権一括法：平成 12 年 4 月制定

機関委任事務制度の廃止や国の関与の縮減など、国の地方自治体に対する縛りを弱め、地方自治体が自主的な判断を行いやすくしようとするもの。

マンションの管理の適正化の推進に関する法律：平成 12 年 12 月制定

マンションの管理の適正化のための指針の策定やマンション管理士及び管理業者登録制度の創設とともに管理組合の努力義務及び国・地方公共団体等の情報提供等を義務付けようとするもの。

高齢者の居住の安定確保に関する法律：平成 13 年 4 月制定

高齢者が安心して生活できる居住環境の実現を目的とし、高齢者入居を拒まない賃貸住宅の登録・閲覧制度の創設による情報提供体制の整備、登録された住宅を対象とする滞納家賃の保障制度を創設、また、若者向け同様に高齢者向け優良賃貸住宅制度を内容とするもの。

マンションの建替えの円滑化等に関する法律：平成 14 年 6 月制定

建替主体の法人化、権利変換手法の導入、建替え決議の要件の明確化、団地型マンション等の建替えに関する規定の整備等の措置を講じ、危険または有害な状況にあるマンションの建替えの推進を内容とするもの。

次世代育成支援対策推進法：平成 15 年 7 月制定

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に対し、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、次代の社会を担う子供たちが健やかに生まれ、かつ、育成する社会の形成を目指すことを目的とするもの。

建築基準法の改正：平成 16 年 6 月改正

新規及び既存の建築物の安全性を向上させるため、建築物の安全性や市街地の防災機能の確保等を図るために建築物に係る報告・検査制度の充実・強化、防災空間の確保の推進のための特例措置の拡充等を内容とするもの。

参考資料

消防法の一部改正：平成 16 年 6 月改正

住宅火災による死者数の急増を踏まえ、住宅に住宅用火災警報器等の設置等を義務づけることを内容とするもの。

神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例：平成 16 年 12 月制定

犯罪のない安全で安心して暮らすことができる社会の実現に資することを目的とし、犯罪の防止に配慮した生活環境の整備その他の犯罪の発生する機会を減らすための取組みを内容とするもの。

地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法：平成 17 年 6 月制定

地方公共団体が、自主性と創意工夫を生かして、地域における住宅に対する多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備及び管理、良好な居住環境の形成を推進することができるよう、国土交通大臣による基本方針の策定、地方公共団体による地域住宅計画の作成、地域住宅計画に基づく公的賃貸住宅等の整備等に関する事業又は事務に充てるための交付金制度の創設等所要の措置を講ずることを内容とするもの。

建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部改正：平成 18 年 1 月改正

耐震強度不足の建物について、住宅や公共性の高い建築物の耐震化率を上げるため、計画的な耐震化の推進、建築物に対する指導等の強化、支援措置の拡充を内容とするもの。

住生活基本法案：平成 18 年 2 月国会提出

国民の豊かな住生活の実現を図るため、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策について、その基本理念、国等の責務、基本的施策、住生活基本計画その他の基本となる事項を定めることを内容とするもの。

2 現行マスタープランにおける推進すべき施策の概要に対する実績及び評価

推進すべき施策		施策の意図・イメージ	重点 施策	実施状況	次期計画案への 登載の有無	第2次マスタープランへの登載有無の理由
公共と民間の 協調	1－①特定優良賃貸住宅制度の活用によるファミリー向け住宅の供給（ファミリー）	●公共住宅の新規直接供給が困難なため民間住宅を活用した施策を推進する ●特に、低い居住水準にある若年ファミリー層を対象とする ●特定優良賃貸住宅供給促進事業等の活用（国） ○ファミリー層の定住支援のための重要な施策であり国庫補助等の制度が整っているため実現可能 ○財政負担に比べ効果が大きい ○開発事業指導要綱の運用などにより供給を誘導する	●	3団地 84 戸を整備・供給 ビューフォート湘南 16 戸（梶原平成 9. 9） サンハイム鎌倉 10 戸（玉縄平成 10.10） 北鎌倉サンマゴ 18 戸（山ノ内平成 17. 4）	有	若年ファミリー層の転入と定住促進に向け、新規誘導は必要である。
	2－③借上げ（特定目的借上公共賃貸住宅制度）による高齢者住宅等の供給（高齢者・障害者）	●市営住宅ストックの少なさ、新規供給用地取得難を補うために民間住宅を活用した施策を推進し、高齢者等の居住を確保する ●特定目的借上公共賃貸住宅制度の活用（国） ●低い居住水準にある高齢者・障害者の住宅困窮者層を対象とする ○高齢者・障害者の居住確保のための重要な施策であり早期実施が必要 ○財政負担に比べ効果が大きい	●	4 団地 95 戸を借上げ ベネッセレ湘南深沢 22 戸（梶原平成 10. 4） 笛田ロイヤルハイツ 17 戸（笛田平成 11. 4） 深沢セントラルハウス 24 戸（笛田平成 12. 4） レーベンスガルデン山崎 32 戸（山崎、平成 14. 9）	有	高齢社会の進行にあわせた高齢者向け住宅や障害者用の借上げ住宅の新規誘導が必要である。
民間住宅	1－②ファミリー向けの優良な民間賃貸住宅の誘導・支援（ファミリー）	●ファミリー層の入居できる良好な住宅ストック形成のため、住戸規模・外構デザインなどを誘導する（ガイドライン） ●家賃補助制度 ○民間住宅の水準向上は大きな課題 ○開発事業指導要綱の運用などにより、鎌倉らしい優良な住宅実現に寄与できる	●	家賃補助制度については、対象者数など検討は行ったものの、費用対効果の面で問題がある旨確認	有	ガイドラインによる誘導は困難性があるが、深沢地域国鉄跡地周辺総合整備事業等による若年ファミリー層向け住宅の建設誘導を図る必要がある。また、民間賃貸住宅に入居している若年ファミリー層に対する家賃補助については、引き続き検討が必要である。
	1－③公共性に配慮した給与住宅の計画的建て替えの誘導（ファミリー）	●老朽化した給与住宅の計画的な建替え誘導 ●周辺環境や周辺景観への配慮 ○本市では給与住宅は重要な要素であるが、企業・行政の役割分担や公共性の配慮等、多様な視点から検討が必要		市への提供可能性などについて社宅を有する企業へのアンケートを実施したが、協力企業なし	有	給与住宅は比較的、高容積率の地域にあるため、高度利用による若年ファミリー層向けの共同住宅への転換が考えられる。また、景観や環境に配慮した住宅施策は良好な住環境の維持・保全をめざす本市にとっても不可欠である。
	2－④高齢者・障害者対応の民間賃貸住宅建設や改善の指導・支援（高齢者・障害者）	●高齢者・障害者の多様なニーズに対応した好ましい民間賃貸住宅の改善の促進。民賃事業者への指導・支援＋居住に対する家賃補助制度 ●高齢者や障害者等にやさしい住宅の誘導（県・福祉の街づくり条例） ○民間の住宅供給者に対して、高齢者向け住宅建設を促すための施策で重要度は高いが、実現性の検討が必要		社会福祉協議会が高齢者・障害者が住宅改造等を行う際に、建築士を派遣し図面を作成 重度障害者住宅設備改造費に対する助成 介護保険制度に基づく住宅改修給付事業 社会福祉協議会による住宅改造相談の実施	有	高齢社会の進行にあわせたバリアフリーリフォーム、シルバーリフォームへの支援は不可欠である。また、良質なりフォーム業者の育成も大切である。
持ち家	1－④持家取得のための低利融資や利子補給（ファミリー）	●賃貸住宅に住むファミリー層の持家取得と定住促進 ●勤労者住宅資金（県） ●勤労者住宅資金利子補給制度 ●二世帯住宅融資利子補給制度		市は勤労者住宅資金利子補給制度のみ実施 神奈川県にも提携ローン制度あり併用可能	有	若年ファミリー層の持家取得を容易にするため、現在の制度の充実に向けた検討が必要である。また、若年ファミリー層を含む三世帯住宅に対する新たな融資制度の検討も必要である。
	1－⑤公的融資の充実による他世代居住の支援（ファミリー）	●公庫等の公的融資の充実・拡充によるファミリー層の持家取得と定住促進 ○公庫などへの要請が主体 長期的には市が何らかの支援を行うことも考えられるが現状では持家取得支援は難しい		実績なし	無	国の政策により、これまでの公庫が独立法人化されることにより、個人向けの住宅融資は縮小されることから、施策化は難しい。

：実施している施策

参考資料

公共住宅	1－⑥公団・公社による住宅供給の促進要請（ファミリー）	●ファミリー層が入居できる公共住宅の新規供給の要請 ○市の施策ではないため重点としないが要請は積極的に行う		都市基盤整備公団によるレーベンスガルテン山崎建替え	無	都市基盤整備公団から独立行政法人都市再生機構となり、賃貸住宅の管理については、既存のストック維持保全や建替えが中心となるため新規供給は難しい。
	2－①市営住宅の計画的建て替えと高齢者住宅の確保	●従前居住者の居住継続を配慮しつつ居住水準向上・環境保全向上を図る ●公共賃貸住宅再生マスタープランに基づき計画的な建替えを行う ○建物の老朽化の進行という面からも緊急性が高い	●	平成８年度までの継続事業で市営諏訪ガ谷住宅を建替え、あわせてバリアフリー化を実施 平成 15 年３月に鎌倉市営住宅ストック総合活用計画を策定	有	鎌倉市営住宅ストック総合活用計画に基づき、市営住宅の改善と住環境の整備を図る必要がある。
	2－②県営・公団住宅による高齢者・障害者住宅への改善と供給促進要請（高齢者・障害者）	●老朽化した県営住宅・公団住宅の計画的建替えの要請(居住継続・居住水準の向上・周辺も含めた住環境の向上・高齢者住宅・ソーシャルミックス) ●新規住宅供給の要請 ○市の施策ではないため重点としないが要請は積極的に行う		レーベンスガルテン山崎建替え この際、環境共生型住宅仕様を要請	無	公団山崎団地の建替えは完了し、他に公団住宅はない。また、県においても新規住宅建設の意向はないため、新規供給は難しい。
民間賃貸住宅への支援	2－⑤建て替えや開発等による立ち退き者への住宅斡旋及び一時金の助成（高齢者・障害者）	●高齢者・障害者等ハンディのある従前居住者の住み替え支援 ●高齢者等家賃助成制度 ○既存の制度があるため、即効性が高い		立ち退き要求を受け住宅に困窮している高齢者及び重度障害者の世帯に対し転居に伴う家賃の差額等を助成（平成 11 年度に廃止）	無	平成 11 年度に当該施策は廃止している。
	2－⑥高齢者・障害者等への住宅斡旋・相談・情報提供サービスの充実（高齢者・障害者）	●高齢者・障害者等への適切な家賃、居住水準を備えた良好な住宅の斡旋等 ○住宅施策の基礎であり、様々なネットワーク形成のためにも必要	●	福祉分野で一定の対応は行っているものの、実績等の把握はできていない	有	高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく高齢者向け優良賃貸住宅の建設誘導、高齢者円滑入居賃貸住宅の登録推奨、終身建物賃貸借制度の普及を図るとともに、これらの情報発信により高齢者の賃貸住宅への入居の円滑化を図る必要がある。
高齢持家居住者への支援	2－⑦シルバーリフォーム相談制度の創設（高齢者等）	●高齢者・障害者の住宅・設備等の改善に関する相談窓口の創設 ●専門家、事業者等との連携が必要	●	社会福祉協議会が高齢者・障害者が住宅改造等を行う際に、建築士を派遣し図面の作成	有	社会福祉協議会が高齢者・障害者に行っている住宅改造相談等を積極的に支援する必要がある。
	2－⑧住宅改善等のための支援・助成制度の充実（高齢者）	●高齢者居室等整備資金 ●高齢者対応住宅融資利子補給制度 ○障害者住宅設備改良補助制度	●	重度障害者住宅設備改造費に対する助成 介護保険制度に基づく住宅改修給付事業 社会福祉協議会による住宅改造相談の実施	有	社会福祉協議会が行っている現行制度の支援が必要である。
	2－⑨資産活用型福祉サービスの推進（高齢者・障害者）	●自己資産を担保とした高齢者・障害者への福祉サービスの検討 ○本市の居住者特性を勘案し、先進事例の研究を踏まえた上での検討を図る必要がある		検討を行うも資産価値の目減りが問題となる。	有	県社会福祉協議会が行っている長期生活支援資金制度（リバースモーゲージ）の PR を図り、高齢者や障害者の生活を支援する必要がある。
計画	3－①住宅等のガイドライン作成及び景観条例・開発事業指導要綱の運用	●地域別の総合的な住宅についてのあり方やその誘導方策等 ●開発事業指導要綱との連動 ○鎌倉らしい住宅づくりについての具体的な誘導の基準や方策づくりが必要	●	開発事業指導要綱を廃止し、開発事業等における手続及び基準等に関する条例を制定した。（H15.4）	有	地域特性を活かした住宅建築の際のガイドライン及び環境に配慮した環境共生住宅モデルを作成し、これらにあわせた住宅建設を誘導する必要がある。
	3－②住宅に関する条例の検討	●鎌倉らしい住宅・住宅地づくりを目的とした条例の検討 ○上記の課題に対し、市民の活動を支えるために必要		開発事業等における手続及び基準等に関する条例を制定	無	開発事業等における手続及び基準等に関する条例を制定済みである。
	3－③鎌倉らしい住宅のあり方の検討	●古都鎌倉にふさわしい住宅・住宅地のあり方の検討（モデル市営住宅の建設） ○同様の課題に対し、具体的な誘導方向のイメージづくり		風致地区内における一定の指導基準はあるが、鎌倉にふさわしい基準までは至っていない	有	地域特性を活かした住宅建築の際のガイドライン及び環境に配慮した環境共生住宅モデルを作成し、これらにあわせた住宅建設を誘導する必要がある。
	3－④用途地域の適切な指定と運用	●大規模開発地を対象に新用途地域指定に伴い設定 ○都市計画においても重要課題		平成 8 年に 1 1 種類の新用途地域を指定した	有	工業系用途地域への住宅建設など、用途地域指定時と土地利用に変化が生じているため、良好な住環境の保全に向けた用途地域の見直しの検討が必要である。

参考資料						
	3－⑤住宅基金等創設の検討	●利子運用型や原資回転型等、多様な方法を用いた柔軟な資金の提供について検討する ○目的や運用方法等について検討が必要		実績なし	無	現下の財政状況では施策実施は難しい。
市街地整備・開発等	3 - ⑥総合的な都市づくり事業による住宅・住環境の整備	●深沢地域の市街地整備と連動し市営住宅の建替えを推進する ○現在事業化に向けて検討を行っており、重点プロジェクトとして積極的な展開を図る	●	平成16年9月に深沢地域の新しいまちづくり基本計画を策定	有	深沢地域国鉄跡地周辺総合整備事業において、住宅機能の導入が位置づけられているほか、市営住宅ストック総合活用計画でも改修が計画されており、施策化が必要である。
	3 - ⑦宅地化農地における良好な住宅供給と住環境整備の誘導	●地区計画などによる農地の宅地化の計画的な誘導 ●特定優良賃貸住宅のPRと推進 ○借り上げ型住宅の供給と、良好な住宅地ストック形成がねらい		実績なし 特優賃については、平成10年から3年間募集を行うも応募者なし	有	特定優良賃貸住宅や高齢者特定優良賃貸住宅の建設誘導に向けた施策として掲載する。
	3 - ⑧工場跡地等の開発と周辺市街地が一体となった住宅・住環境の整備	●公団山崎団地と隣接する工場跡地を含めた一体的開発における良好な住宅供給と環境整備の誘導 ●再開発地区計画 ○現在事業化に向けて動きつつあり、重点プロジェクトとして積極的な展開を図る	●	都市再生機構が昌光硝子跡地を含め公団山崎団地として440戸を整備	無	公団山崎団地については、事業が完了しているほか、市の基本方針を産業の維持・振興としている。
	3 - ⑨市街地開発事業による良質な住宅・住環境の確保	●市街地整備事業の必要な地区での事業化を検討し計画的・総合的なまちづくりを推進する ●国の制度等の活用 ○事業の可能性について検討していく		平成15年8月に大船駅東口第一種市街地再開発事業（第2地区）『新基本構想』を確定し、その中で計画戸数約170戸の共同住宅を位置づけた	有	大船駅東口第一種市街地再開発事業（第2地区）の中で、住宅機能の導入が位置づけられている。
住環境の維持・創出	3 - ⑩都市計画などによる最低敷地規模の設定	●計画的住宅開発地における最低敷地規模の担保 ○良好な環境確保の条件として重要 ○開発事業指導要綱の運用などによる最低敷地規模の誘導		地区計画指定時に最低敷地面積を規定した	有	敷地分割等に備え、都市計画において最低敷地面積の導入を検討する必要があるほか、計画的住宅開発地において最低敷地面積を地区計画で誘導する必要がある。
	3 - ⑪地区計画制度や建築協定制度等の活用	●計画的住宅開発地における良好な住環境の維持・創出 ○現行の施策を継続し、より積極的な活用を図る		地区計画、建築協定、景観形成地区をそれぞれ指定、また、自主まちづくり計画を策定した。	有	計画的住宅開発地や都市計画提案制度による提案を利用して、各種制度の導入を行う必要がある。
	3 - ⑫風致地区における緑豊かな住環境の維持・創出	●従来からの良好な環境の維持・創出 ●風致地区の維持と開発事業指導要綱との連動 ○現行の施策を継続する		風致地区の拡大・種別の指定を行った。	有	風致地区制度を活用し、今後も緑豊かな住環境の創造に取り組む必要がある。
	3－⑬洋風建築物など住宅に関する歴史的遺産の保存と活用	●洋館などの良好なストックの保存活用 ○現行施策の継続発展を図る		景観重要建築物を指定した	有	まち並みの維持保全に向け景観重要建築物等の保全と利活用を図る施策が必要がある。
住環境整備	3 - ⑭住環境整備事業の活用と展開	●地域の状況にあわせた住環境整備事業活用の総合的検討と推進 ・まちなみ整備促進事業（古都地域の谷戸地等） ・コミュニティ住環境整備事業 ・地区住環境整備事業 ○市内には住環境整備事業が必要な地区が多いと考えられ、その適切な活用は必要である。 ○要整備地区の洗い出しと事業の方向についての検討や、個別の地区について検討を行う必要がある	●	実績なし	有	このタイトルでの施策に代え、深沢地域国鉄跡地周辺総合整備事業や大船駅東口第一種市街地再開発事業（第2地区）での住環境整備をめざす。
	3 - ⑮公共住宅の建替えとあわせた住環境整備	●市営住宅、県営住宅、公団住宅建替えにあわせた周辺住環境の整備 ○市営住宅は順次建替えを予定しており、周辺も含めた検討が必要		諏訪ヶ谷住宅の建替え時に、バリアフリー化、生活道路の拡幅整備、地域交流型の集会室の設置 山崎公団住宅の建替に合わせ環境共生型住宅仕様を要請及び実施	有	深沢地域国鉄跡地周辺総合整備事業における市営深沢住宅の建替え計画により住環境整備の推進が予定されている。

 ：実施している施策

参考資料

	3 - ⑯住工混在地区の住環境整備	●特に大船周辺の準工、工業地域とその周辺を対象としたルールづくり等による好ましい住工の共存と住環境整備事業の推進 ○3 - ⑭とあわせて必要に応じて検討する。		実績なし	有	住環境の保全を図るため、工業系用途地域への共同住宅の進出に対する規制措置として高度地区等の指定を施策化する必要がある。
環境と調和した住まいづくり	3 - ⑰環境共生型住宅のモデル住宅の検討	●地球環境の保全や周辺環境との調和、快適かつ健康な居住環境の創造をテーマとした、開発と保全の融合を図る新たな住宅の検討と公共住宅におけるモデル的な取り組み ●国の制度等の活用 ○鎌倉らしい住宅を検討する一つの要素として検討	●	環境基本計画において、環境共生住宅など省エネルギー型建物の普及の促進を目標としている	有	環境に配慮した住宅の建設推進を図るため、環境施策を取り入れた住宅モデルを検討し、これへの誘導を図る必要がある。
	3 - ⑱環境共生型住宅の普及・啓発・支援・誘導	●環境の保全や調和の必要性や考え方、様々な工夫・方法の紹介などによる、環境共生への取り組みの普及・啓発 ●環境共生住宅融資利子補給制度 ○3 - ⑰とあわせて検討する ○開発事業指導要綱等による環境共生型住宅の誘導を検討する	●	浄化槽雨水貯留施設の設置 （平成 16 年度まで 112 件） 雨水貯留施設の設置 （平成 16 年度まで 101 件） 住宅用太陽光発電システムの設置 （平成 15 年度まで 104 件）	有	環境に配慮した住宅の建設推進を図るため、環境施策を取り入れた住宅モデルを検討し、これへの誘導を図る必要がある。
災害に強い安全なまちづくり	3 - ⑲改善補強や建替え推進による安全な公共住宅ストックの形成	●老朽化しつつある市営住宅において、耐震診断を実施するとともに、その結果をもとに公共賃貸住宅再生マスタープランを見直し、改善補強や建替えを推進するなど、安全な公共住宅ストックの形成を図る ○まず、直接手がつけられる市営住宅において積極的に対応し、民間の誘導を行うことも意図する	●	平成 17 年度までに市営住宅の耐震診断はほぼ終了している。	有	鎌倉市営住宅ストック総合活用計画に従い、改善、改築の推進が必要である。
	3 - ⑳民間住宅に対する耐震診断の促進	●民間住宅における耐震診断を早急に促進するため耐震診断の相談窓口を設置するとともに、診断料の補助を行う ●予定されている耐震診断促進事業（県）の活用が望ましい	●	神奈川県建築士事務所協会の建築士による相談窓口を設けるとともに診断料を補助	有	耐震診断件数はこれまで約 800 件と少ないため、今後も相談窓口の充実を図り、診断件数を増やす必要がある。
	3 - ㉑木造密集市街地等における不燃化・防災化の推進	●震災や火災などによる面的な被害をより小さくするため、要住環境整備地区における住宅整備、道路基盤整備、公園等防災拠点整備を推進する	●	実績なし	有	震災等に備え、今後も木造密集市街地等における再開発の推進は必要である。

：実施している施策

3 市民主体のまちづくりが行われている地区

平成 18 年 1 月 1 日現在

地区計画一覧

NO	地 区 名	計画決定年月日	面積	用途地域
1	十二所積善地区	H 4.12.15	2.70ha	一低 (80/40)
2	岩瀬地区	H 8. 5.10	2.80ha	準工 (200/60) 工業 (200/60)
3	大町六丁目地区	H 9. 4.28	0.40ha	一低 (80/40)
4	鎌倉芸術館周辺地区	H13. 8.13	11.2ha	準工 (200/60)
5	大船駅東口第 1 地区	H14.11.20	1.00ha	商業 (600/80)
6	台亀井地区	H15. 4.25	3.30ha	一低 (80/40)
7	大船高野地区	H15.12.24	1.90ha	一低 (80/40)
8	笛田三丁目地区	H16.12.16	0.70ha	一低 (80/40)

建築協定一覧

NO	地 区 名	区域	認可年月日	区域面積
1	鎌倉逗子ハイランド第 4 期住宅地	浄明寺	S48. 8.17	5.30ha
2	鎌倉逗子ハイランド第 5 期住宅地	浄明寺	S50. 5. 6	2.10ha
3	鎌倉逗子ハイランド第 6 期住宅地	浄明寺	S50. 5. 6	3.10ha
4	鎌倉山王下住宅地	腰越	S57.11. 1	1.70ha
5	鎌倉腰越台住宅地	津	S58. 8. 1	1.10ha
6	鎌倉手広住宅地	手広	S58.12.24	0.80ha
7	鎌倉山崎清水塚住宅	山崎	S62. 5. 1	0.70ha
8	鎌倉市津西白山前住宅地	津西	H 元. 4.24	2.28ha
9	鎌倉手広西ヶ谷住宅地	手広	H 元. 9. 8	0.18ha
10	鎌倉手広第二期住宅地	手広	H 4.11. 4	0.24ha
11	鎌倉逗子ハイランド第 7 期住宅地	浄明寺	H10.11.11	0.33ha
12	鎌倉手広字大谷西部住宅地	手広	H12. 9.27	0.22ha
13	コスモアベニュー鎌倉岡本四季の杜建築協定	岡本	H17. 2. 4	1.30ha

景観形成地区一覧

NO	地 区 名	地区指定	基準等策定
1	由比ガ浜通り（下馬～六地藏）景観形成地区	H10. 7.10	H13. 8. 1
2	浄明寺胡桃ヶ谷（住友）景観形成地区	H11. 1.11	H12. 3.15
3	鎌倉芸術館周辺景観形成地区	H14. 4.15	H14. 7.15
4	由比ガ浜中央景観形成地区	H17. 1.28	策定中

自主まちづくり計画策定地区一覧

NO	まちづくり市民団体名	提案年月日	区域面積	地区
1	大町 2 丁目の環境を考える会	H 9.3. 5	2.60ha	大町二丁目の一部
2	大平山住宅地自主まちづくり団体	H 9.6. 3	13.8ha	梶原一、二丁目、寺分一丁目、三丁目の一部
3	七里ガ浜自治会	H10.7. 3	86.0ha	七里ガ浜一、二、五丁目の一部と三、四丁目、稲村ガ崎五丁目の一部
4	長谷二丁目街づくり協議会	H11.2.23	2.70ha	長谷二丁目の一部
5	鎌倉山町内会	H12.4.11	90.0ha	鎌倉山一丁目（一部除く）二、三、四丁目
6	谷隠自治会	H12.9. 6	7.60ha	手広 133・156・218・427・438 の全区域と手広 382 の 5 及び 6
7	大町 6・7 丁目自治会	H15.8.26	42.2ha	大町六・七丁目及び四丁目の一部
8	笹目町地区	H16.3. 9	2.40ha	笹目町 5 番、6 番地